

福岡医発第 1373 号(総)

平成 17 年 10 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



医療機関において調剤されるPET検査薬等の取扱いについて

標記につきまして、日本医師会より別添のとおり通知が参りました。

本件は、平成 17 年 9 月 13 日付文部科学省告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第 1 条第 4 号の薬物を指定する告示」により、医療法施行規則第 24 条第 7 号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものに限る。以下「PET検査薬」という。）が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第 1 条第 4 号に規定する薬物に指定され、PET検査薬については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受けないこととされたことについて、都道府県衛生主管部（局）長等、医療機関に対して周知を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地I116)

平成17年10月19日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

青 木 重



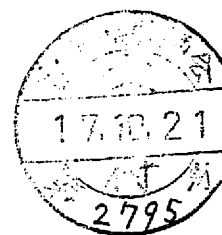
医療機関において調剤されるPET検査薬等の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局指導課長より都道府県衛生主管部（局）長等に標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、平成17年9月13日付文部科学省告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第4号の薬物を指定する告示」により、医療法施行規則第24条第7号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う病院又診療所において調剤されるものに限る。以下「PET検査薬」という。）が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第4号に規定する薬物に指定され、PET検査薬については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受けないこととされたことについて、都道府県衛生主管部（局）長等に対し、管下医療機関に対して周知を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに管下会員等への周知方依頼につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。





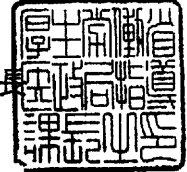
医政指発第0928003号

平成17年9月28日

社団法人日本医師会

常任理事 青木 重孝 殿

厚生労働省医政局指導課長



医療機関において調剤されるPET検査薬等の取扱いについて

標記について、別添のとおり各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく願います。



17科原安第103号
医政指発第0928001号
平成17年9月28日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

厚生労働省医政局指導課長

医療機関において調剤されるPET検査薬等の取扱いについて

平成17年9月13日付けで「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第4号の薬物を指定する告示」（平成17年文部科学省告示第140号）（別添1）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条第7号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものに限る。以下「PET検査薬」という。）が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第1条第4号に規定する薬物に指定され、PET検査薬については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「障防法」という。）の適用を受けないこととされたところである。

なお、サイクロترون装置等により製造されるところから合成装置により合成され、診療に用いるために、医療法施行規則第30条の8の2で規定される陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室内に搬入される時点までのPET検査薬の原材料等については、従前同様、障防法の適用を受けるものであることに留意されたい。

については、御了知頂くとともに、管下医療機関に周知方お願いする。

○文部科学省告示第四百十号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第四号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示を次のように定める。

平成十七年九月十三日

文部科学大臣 中山 成彬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示

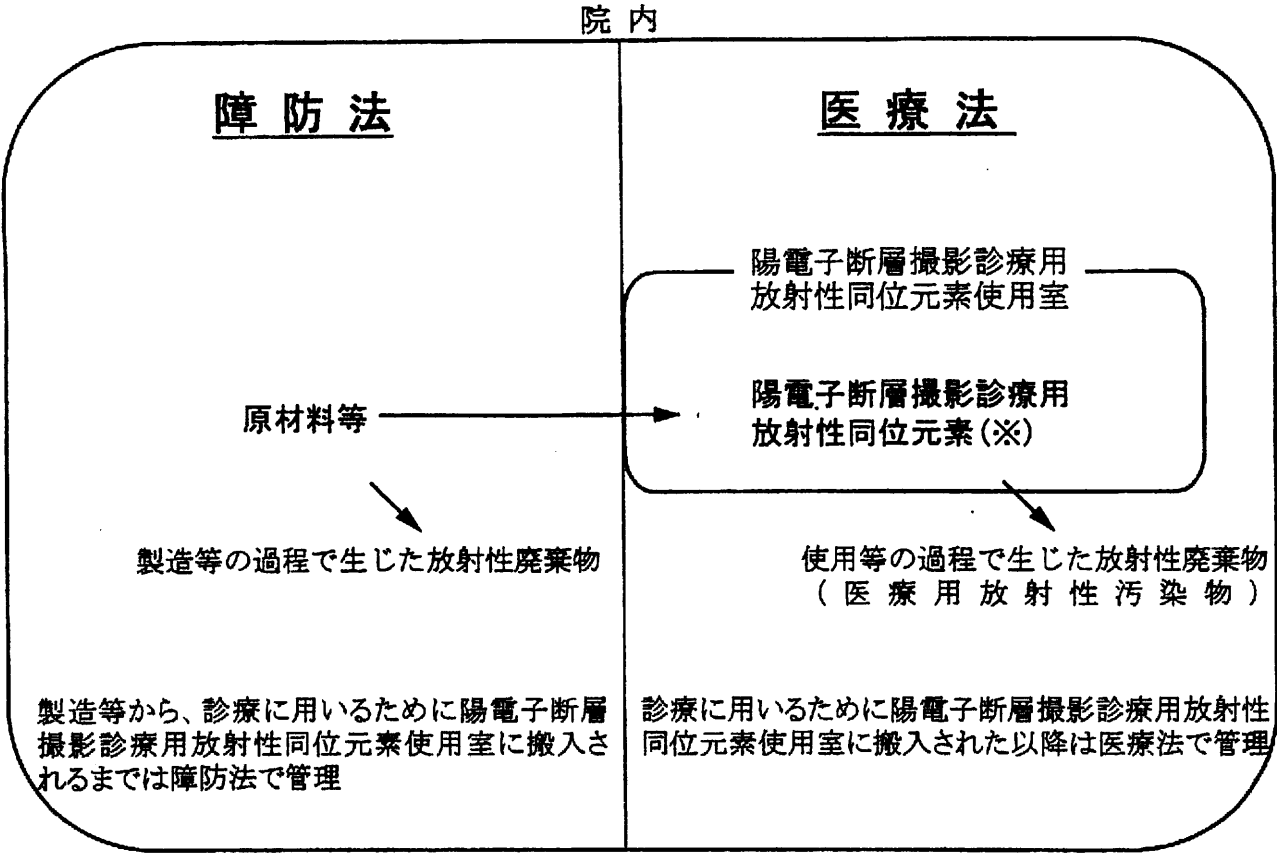
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定する薬物は、次のとおりとする。

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第七号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものに限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

院内において調剤されるPET検査薬等の法令上の整理



※ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素とは「診療に用いるもの」であり、研究用のもの等は該当しない（根拠法令：医療法施行規則第24条第7号）